

『過労死』等の発症を予防するための労災保険の二次健康診断等 給付制度をご存じですか。

最近、長時間労働等が原因で働く方々に「脳内出血」や「心筋梗塞」といった病気が発症するケースが増えております。

労災保険において、脳・心臓疾患の発症を事前に防止するために制度化されたのが「二次健康診断等給付制度」であります。

この制度は、職場の定期健康診断で一定の項目に「異常あり」と診断された場合、もっと詳しい検査や栄養指導などが無料で受けられるものです。(別紙参照)

脳・心臓疾患にかかった場合には、本人・家族にとってはもちろんのこと、企業にとっても重大な負担(問題)となりますので、そうなる前に是非、給付要件に当する場合は労働者の方々に二次健康診断等給付制度の利用を推奨していただきますようお願いいたします。

《平成20年度より改正された定期健康診断対象者条件項目》

(1)「血清総コレステロール」を「低比重リポ蛋白コレステロール」(LDLコレステロール)

(2)「BM の測定」を「腹囲の測定又はBM の測定」に変更

【要件】

職場での定期健康診断で、『**血圧**』、『**血中脂質**』、『**血糖値**』、『**肥満度(BMI)**』の各検査項目の全ての項目で異常ありと診断された方。

なお、定期健康診断で異常なしと診断された項目がある場合でも事業場の産業医等が、それらの項目について就業環境等を総合的に勘案し「異常あり」との診断があれば、異常の所見があるとみなされます。

【手続き】

原則として、定期健康診断を受けてから3か月以内に労働局長が指定する二次健康診断等給付医療機関を経由して請求が必要です。ただし、**1年に2回**の健康診断があっても、**請求は1回のみ**になります。

なお、一次健康診断を受けた方が、その後退職した場合でも、上記の二次健康診断給付を請求することができます。

【問合せ】

二次健康診断等給付に関する詳しい内容は労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問合せ下さい。

鳥 取 労 働 局
労 働 基 準 監 督 署

健診費用算定組合せ表

検査項目	検査の有無							
空腹時血糖値検査								
空腹時血中脂質検査								
ヘモグロビンA1c検査		×		×		×		×
負荷心電図検査	×	×	×	×				
胸部超音波検査					×	×	×	×
頸部超音波検査								
微量アルブミン尿検査			×	×			×	×
特定保健指導を行った場合の合計額（円）	31,046	28,935	29,996	27,885	29,996	27,885	28,946	26,835
特定保健指導を行わない場合の合計額（円）	24,746	22,635	23,696	21,585	23,696	21,585	22,646	20,535

留意事項

- ヘモグロビンA1c検査について
一次健康診断において、既にヘモグロビンA1c検査を受診していた場合には、二次健康診断等給付においては当該検査は支給できない。
 - 負荷心電図検査及び胸部超音波検査については、いずれか一方の支給に限るものとする。
 - 微量アルブミン尿検査について
一次健康診断において、尿検査の結果が擬陽性（±）又は弱陽性（+）の場合に限り、二次健康診断において微量アルブミン尿検査を支給できる。
 - 特定保健指導を行った場合と行わない場合とでは、金額が異なるので注意すること。栄養指導（加齢摂取等食生活上の指針を示す。）運動指導（必要な運動の指針を示す）生活指導（飲酒・喫煙・睡眠等の生活習慣に関する指針を示す。）
- 参 考（以前の請求例より）
- 年2回健康診断をしている人でも、支給は年1回になります。また、検査が上記の支給基準に合致しない料金プランで請求されても、不支給となりますので、注意して下さい。